

大通達甲（人少）第17号
平成31年3月14日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

自殺企図者等の再度の自殺を防止するための保健所への通報について（通達）

警察署において認知した自殺未遂者、自殺をするおそれがある特異行方不明者その他の自殺企図者及び犯罪又は事故の関係者で後追い自殺等をするおそれがある者（以下「自殺企図者等」という。）の再度の自殺を防止するための保健所への通報について、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「自殺企図者等の再度の自殺を防止するための保健所への通報について」（平成21年9月1日付け大通達甲（生企）第7号）は、廃止する。

記

1 趣旨

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が平成29年7月25日に閣議決定された。

県警察では、自殺未遂者に対し、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）又は警察法（昭和29年法律第162号）に基づく保護の措置、責任ある家族等への引渡し、再度の自殺企図を防止するための相談、指導等を実施しているが、併せて、大分県自殺対策連絡協議会を主催する県福祉保健部障害福祉課及び各保健所との連携の下、保健師等による自殺企図者等又はその家族等に対する早期の相談、自殺企図の要因に応じた相談先の紹介等の対応を促進することにより、再度の自殺企図の防止に寄与するため、警察署において認知した自殺企図者等の保健所への通報の措置を講ずるものである。

2 通報要領

(1) 通報先

通報先は、認知した自殺企図者等の住居地を管轄する保健所とする。ただし、自殺企図者等の住居地が県外である場合又は住居地が不明若しくは不定の場合は、認知した警察署の所在地を管轄する保健所とする。

(2) 意思の確認及び同意

通報に当たっては、自殺企図者等又はその家族等に対し、保健所の保健師等への相談等の意思を確認の上、自殺企図者等本人の同意（成年被後見人又は未成年者で意思能力を有しない者にあつては、法定代理人の同意）を得ること。ただし、自殺企図者等本人に説明の上、両親、兄弟等の家族の同意を得た場合は、この限りでない。

(3) 通報体制

ア 保健所への通報の適正かつ円滑な運用を図るため、警察署に通報責任者及び通報担当者を置き、通報責任者にあつては警察署長を、通報担当者にあつては生活安全課長を、それぞれもって充てる。

イ 通報責任者は、当該警察署における保健所への通報に関する事務を総括する。

ウ 通報担当者は、通報責任者を補佐し、当該警察署における保健所への通報に関する事務を処理する。

エ 通報責任者は、必要があると認めるときは、警察署の生活安全係長を通報担当補助者に指名し、通報責任者の職務を補助させることができる。

(4) 通報方法

第1号様式により通報すること。

(5) 報告

通報責任者は、保健所への通報を行ったときは、速やかに第2号様式により生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）に報告すること。

3 運用上の留意事項等

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第23条に規定する精神障害者については、同条に基づく警察官の通報義務があるため、本通達に基づく通報の対象とはしない。

(2) 前記2(2)により同意が得られない場合においては、その趣旨を説明の上、説得を十分行うとともに、事案発生現場等で、自殺企図者等本人はもとよりその家族も気が動転しており、十分な理解や対応ができないなどの場合には、後日、改めて説得を実施するなどの措置をとること。

(3) 通報責任者は、前記(2)の措置をとったにもかかわらず、同意が得られない場合において、自殺企図者等の生命の保護等の観点から、保健所への通報が必要と認めるときは、人身安全・少年課長に報告の上、連携して通報に向けた対応を図ること。

(4) 本通達に基づく通報に係る情報は、秘密保持が厳守されるべき個人情報であることから、通報の目的を逸脱した取扱いをしないよう特段の配慮をするとともに、通報に当たっては、通報責任者の指揮の下、組織的な対応を図ること。

(5) 本通達に基づき保健所に通報した自殺企図者等については、自殺企図者等通報一覧表（第3号様式）を作成し、第1号様式及び第2号様式の写しと共に簿冊に編てつして保管すること。

なお、通報先の保健所による相談等の対応状況について随時確認を行い、必要な記録を作成の上、保管すること。

（人身安全・少年課保護・行方不明係）

保健所長 殿

警察署長

自殺企図者等に関する情報について
みだしのことについて、下記のとおり通報します。

記

発見(認知)年月日	年 月 日
発見(認知)場所	
【対象者】 <input type="radio"/> 住 居 <input type="radio"/> 職 業 <input type="radio"/> 氏 名 生年月日 年 月 日生 (歳) <input type="radio"/> 連絡先	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="radio"/> 保護者等 続柄 住所 氏名 (歳) 連絡先	
【事案の概要等】 	
【参考事項】 	
警察署担当者	連絡先

生活安全部人身安全・少年課長 殿

警察署長

自殺企図者等に関する通報の実施について（報告）
みだしのことについて、下記のとおり 保健所へ通報したので報告します。

記

発見(認知)年月日	年 月 日
発見(認知)場所	
【対象者】 <input type="radio"/> 住 居 <input type="radio"/> 職 業 <input type="radio"/> 氏 名 生年月日 年 月 日生 (歳) <input type="radio"/> 連絡先	
<input type="radio"/> 通報同意者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・親族等 (続柄) 住所 氏名 (歳) 連絡先	
【事案の概要等】 	
通報年月日	年 月 日
通報先	保健所
通報結果	
【参考事項】 	

自殺企図者等通報一覧表

(警察署)

番号	認知（発見）日時・場所	通報月日・通報先	対象者（住居・職業・氏名・年齢）	通報後の対応状況（通報先からの連絡内容等）	備考
1		保健所			
2		保健所			
3		保健所			
4		保健所			
5		保健所			

※ 第1号様式、第2号様式の写しを添付すること。行数は必要に応じて変更可。